

中部運輸局自動車交通部

令和8年7月13日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

三屋、岡本 TEL 052-952-8082

中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当

堀出、宇野 TEL 059-234-8411

(ガイダンス1番)

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：青木バス 株式会社（代表取締役 青木 茂）

住 所：三重県松阪市大石町618番地

営 業 所：本社事務所（三重県多気郡多気町色太759番地2）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年7月13日

処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和7年8月1日（金）に名古屋高速道路上において、運行中に乗務員の意識喪失による物損事故を発生させたことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数

0点

当該事業者の累積違反点数

0点